

東かがわ市
からの
お知らせ

東かがわ市医療施設等支援金

東かがわ市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により経費が増加する中、その影響を価格に転嫁することができず、公定価格でサービスを維持しながら運営を続けている医療施設等に対し、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して支援金を交付します。

支援金交付対象者 令和8年9月1日から申請日まで継続して、東かがわ市内で医療施設等を開設している事業者。

支援金の額 裏面、別表のとおり

申請の方法 申請に必要な書類(交付申請書兼請求書)を長寿保健課に提出または郵送してください。

申請受付期間 令和8年11月30日(月)まで
□長寿保健課の受付時間は、
午前8時30分から午後5時15分まで
※土、日、祝日を除く平日のみ
□郵送の場合は、
令和8年11月30日の消印有効

その他 申請時に交付申請書兼請求書と一緒に支援金の振込先口座の口座番号及び口座名義(カナ)が確認できる預貯金通帳等の写しを添付してください。

本事業に関するアンケート調査を同封しております。ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先
提出先及び
郵送時の宛先

〒769-2792
東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市 長寿保健課 保険・年金グループ
TEL:0879-26-1360

別表

区分	施設又は事業等	支援金の額(千円)
病院	病院	360+ 2.5 × 病床数
有床診療所	患者を入院させるための施設を有する診療所	180+ 2.5 × 病床数
無床診療所	患者を入院させるための施設を有しない診療所	90
助産所等	(1)助産所 (2)訪問看護ステーション(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者であるものに限る。)	50
薬局等	(1)薬局 (2)施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2第1項若しくは同法第9条の3又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第19条第1項の規定による届出をした施術所をいう。) なお、 <u>同じ住所地(建物内)において、施術室を分けることなく、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを業とする施術所及び柔道整復を業とする施術所を併設している場合は、いずれか1施設に限り支給対象とする。</u> (3)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3の規定による届出をした施術者が、専ら出張によって従事する業務 (4)歯科技工所	25
備考		
1 病院、診療所及び薬局は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局であるものに限る。 2 この表において「病床数」とは、令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間において、施設全体で最も多く入院患者を収容した時点で使用した病床数をいう。 3 一の事業所において、この要綱に基づく支援金の対象となる医療機能及び東かがわ市介護・福祉施設等支援金交付要綱(令和8年東かがわ市告示第130号)に基づく支援金の対象となる介護機能の双方を有する場合にあっては、双方の支援金を重複して申請し、又は交付を受けることができない。		